



福島医発第 844 号 (地)
令和 5 年 6 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する
保健所への報告及び相談について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、本年 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症へ変更されたところですが、依然として感染力は強く、引き続き医療機関における院内感染対策は重要であります。

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)院内感染対策主管課宛に、各医療機関において新型コロナウイルス感染症による院内感染が発生した場合は、別添「インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」(平成 27 年 3 月 9 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)で示された対応と同様に、患者が多数発生した場合や、関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な院内感染事案が発生した場合には所管の保健所へ速やかに報告すること、また、各保健所は当該医療機関に対し速やかに技術的な支援を行うことが示されました。

これを受け、本会より県行政に対し、院内感染が発生した場合における医療機関の具体的な対応や、保健所による行政検査の実施等について下記のとおり確認いたしましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員医療機関において、新型コロナウイルス感染症による院内感染発生時には、所管の保健所へ速やかにご連絡いただけるよう、周知方よろしく願いいたします。

記

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

【医療機関における院内感染発生時の対応】

- 各医療機関は、院内感染（感染者が 10 名以上発生、又は新型コロナウイルス感染症との関連が否定できない死亡事例を確認）が発生した場合は、所管の保健所へ速やかに連絡していただくこと。
- その際、保健所に対しては、以下の事項等を電話にて連絡していただくこと。
 - ・施設の状況（医療機関名、入院患者数、職員数 等）
 - ・発症者の状況（発症日、有症状者の年齢・性別等、重傷者・死亡者の有無等、死亡に至った経緯（死亡者有りの場合） 等）
 - ・病院の対応について（感染予防策、面会制限・予防接種・発症した職員の出勤状況 等）

【保健所の対応】

- 医療機関からの院内感染状況等に関する連絡を踏まえて、各保健所長の判断にて以下の対応が行われること。
 - ・院内感染予防対策に関する助言・指導
 - ・陽性者の周囲の者への行政検査（※各保健所長が必要と判断した場合に限り実施され、実施方法等について医療機関と相談のうえで行われます。） 等

5医指第370号

令和5年5月8日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する
保健所への報告及び相談について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び医療提供体制に御尽力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。
標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。
なお、本通知については、県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

記

通知掲載ホームページ

福岡県ホームページトップページから「健康・福祉・子育て」＞「医療提供体制」＞厚生労働省等からの通知」

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2023.html>

事務連絡
令和5年4月28日

各都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する
保健所への報告及び相談について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の院内感染対策については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資料について」（令和5年4月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、幅広い医療機関において新型コロナウイルス感染症の診療に対応いただける環境を整備いただくよう、啓発資料の周知に御協力いただいているところです。

今般の感染症法上の位置づけ変更後においても、新型コロナウイルス感染症による院内感染対策は重要であることから、貴部局におかれましては、各般の施策の実施の徹底を図られるとともに、保健所への報告及び相談に関しては、「インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」（平成27年3月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡。別添参照。）でお示ししているインフルエンザ及びノロウイルス感染症に係る対応と同様に、患者が多数発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な院内感染事案が発生した場合には、各医療機関に対し保健所等の行政機関に速やかに連絡すること等を指導するよう、また、保健所等の行政機関においては医療機関に対し速やかに技術的な支援を行っていただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 9 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する
保健所への報告及び相談について

毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えているインフルエンザにつきましては、平成 26 年 11 月 14 日健感発 1114 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」において、「平成 26 年度今冬のインフルエンザ総合対策について」及び「平成 26 年度インフルエンザ Q & A」について、貴管区内市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底をお願いしているところです。

また、ノロウイルス感染症についても、平成 26 年 11 月 28 日に厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬食品局食品安全部監視安全課から出されている、事務連絡「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルス感染予防対策の啓発について」において、感染予防対策の啓発をお願いしているところです。

多剤耐性菌による院内感染については、「医療機関における院内感染対策について」（平成 26 年 12 月 19 日医政地発 1219 第 1 号）において、目安として 1 事例につき 10 名以上の院内感染による感染者が発生した場合や、当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合は、管轄する保健所に速やかに報告することとしています。

インフルエンザ及びノロウイルス感染症も、院内感染として重要であることから、貴部局におかれましては、各般の施策の実施の徹底を図られるとともに、患者が多数発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な院内感染事案が発生した場合には、保健所等の行政機関への速やかな連絡により当該行政機関から技術的な支援を得ること等を医療機関に対し指導するよう重ねてお願いいたします。